

承認第 6 号

専決処分事項の承認について

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険条例(平成 18 年橋本市条例第 150 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(保健事業) 第 9 条 本市は、<u>法第 72 条の 5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。	(保健事業) 第 9 条 本市は、<u>法第 72 条の 4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。